○厚生労働省告示第百三十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針を次のように定め、令和八年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。なお、高年齢者等職業安定対策基本方針（令和二年厚生労働省告示第三百五十号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

高年齢者等職業安定対策基本方針

目次

はじめに
第１　高年齢者の就業の動向に関する事項
第２　高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項
第３　事業主が行うべき諸条件の整備等に関して指針となるべき事項
第４　高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

はじめに

１　方針のねらい

少子高齢化が急速に進行し、本格的な人口減少社会が到来する我が国においては、経済社会の活力を維持・向上するため、全ての年代の人々がその能力を十分に発揮し、経済社会の担い手として活躍できるよう環境整備を進めることが必要である。

特に、平均寿命や健康寿命が延伸する中、「働けるうちはいつまでも働きたい」と考える高年齢者は多く、人口減少がもたらす人手不足が深刻化する中では、高年齢者の就業意欲の高さは強みともいえる。企業においても、高年齢者の活躍に対する期待は高まりをみせており、働く意欲がある高年齢者が、年齢にかかわりなく、その希望や能力に応じて活躍し続けられる環境を整備していくことは今後ますます重要となる。

働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の活躍の場を整備するため、令和２年第201回通常国会において、70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とすること等を内容とする、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和２年法律第14号。以下「令和２年改正法」という。）の規定による高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）の改正が行われた。この基本方針は、令和２年改正法による改正の趣旨等を踏まえ、高年齢者の雇用・就業についての目標及び施策の基本的考え方を、労使を始め国民に広く示すとともに、事業主が行うべき諸条件の整備等に関する指針を示すこと等により、高年齢者の雇用の安定の確保、再就職の促進及び多様な就業機会の確保を図るものである。

また、70歳までの就業機会の確保に関する施策を推進するに当たっては、65歳までの雇用機会が確保されていることが前提である。令和６年度末には、労使協定による継続雇用制度の対象者基準を適用できる経過措置が終了し、令和７年４月からは、希望者全員を対象とする65歳までの高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めの廃止をいう。以下同じ。）が全面的に施行されている。引き続き、その確実な実施に向けた取組を行うことが必要である。

さらに、今後、就職氷河期世代の多くが高齢期を迎えることを踏まえると、今から、それらの者の将来を見据えた支援に取り組む必要がある。そのため、働く意欲のある誰もが、その能力を十分に発揮し、年齢に関わらず働き続けることができる環境の整備に向け、70歳までの就業機会の確保や高齢期の処遇の改善に向けた取組、有期雇用労働者の期間の定めのない安定した雇用（以下「無期雇用」という。）への転換を促進する取組等について、一層推進していく必要がある。

２　方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、令和８年度から令和11年度までの４年間とする。ただし、この基本方針の内容は適用日時点の法の規定を前提とするものであることから、高年齢者の雇用等の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。

第１　高年齢者の就業の動向に関する事項

１　人口及び労働力人口の高齢化

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、現在、本格的な人口減少社会が到来している。65歳以上の高年齢者の人口は、令和２年（2020年）の約3,603万人から、令和22年（2040年）には約3,928万人になると推計されており、20年間で約325万人増加し、2.9人に１人が65歳以上の高年齢者となることが見込まれる。さらに、令和52年（2070年）には、2.6人に１人が65歳以上、約４人に１人が75歳以上の高年齢者となることが見込まれている。

これに対し、15～64歳の生産年齢人口は令和２年（2020年）の約7,509万人から、令和22年（2040年）には約6,213万人になると推計されており、20年間で約1,296万人減少することが見込まれる。

一方、労働力人口については、令和２年（2020年）の約6,902万人から、令和22年（2040年）に6,536万人になると推計されており、人口減少ほどの落ち込みは見られない。65歳以上の労働力人口は令和２年（2020年）の約919万人から、令和22年（2040年）には1,262万人に増加することが見込まれており、今後も、高年齢者の就業促進はその重要性が更に増すことが期待される（総務省統計局「国勢調査」（令和２年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和５年）の出生中位（死亡中位）推計、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計―労働力需給モデル（2023年度版）による将来推計―」（2024）の成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ）。

２　高年齢者の雇用・就業の状況

高年齢者の雇用失業情勢を見ると、令和６年（2024年）における完全失業率は、年齢計が2.5%、60～64歳層が2.8%、65～69歳層が2.5%となっている。これを男女別に見ると、男性については、年齢計が2.7%、60～64歳層が3.1%、65～69歳層が3.0%であるのに対し、女性については、年齢計及び60～64歳層ともに2.4%、65～69歳層が1.8%となっている。また、65歳以上の非労働力人口に占める就業希望者数は、令和６年（2024年）においては45万人となっており、前年から約４万人増加している（総務省統計局「労働力調査」）。

高年齢者の就業率については、65歳までの高年齢者雇用確保措置の導入が義務付けられた平成18年（2006年）４月１日以降、上昇傾向で推移し、令和６年（2024年）においては、60～64歳層が74.3%、65～69歳層が53.6%となっている。これを男女別にみると、男性については、60～64歳層が84.0%、65～69歳層が62.8%、女性については、60～64歳層が65.0%、65～69歳層が44.7%となっている。

また、これらを10年前（平成26年（2014年））と比較すると、60～64歳層が13.6ポイント上昇（男性は9.7ポイント、女性は17.4ポイントそれぞれ上昇）、65～69歳層も13.5ポイント上昇（男性は12.3ポイント、女性は14.2ポイントそれぞれ上昇）しており、女性や65歳以上の者を中心に高年齢者の労働市場への参加は着実に進展している。

さらに、国際的に比較しても、我が国高年齢者の就業率は、男女ともに群を抜いて高い水準にある。特に、令和６年（2024年）における65～69歳層の就業率はＯＥＣＤ加盟国平均の約２倍（男性はＯＥＣＤ加盟国平均が32.3%であるのに対し、我が国は62.8%、女性はＯＥＣＤ加盟国平均が20.9%であるのに対し、我が国は44.7%）であり、高い水準を示している（総務省統計局「労働力調査」、ＯＥＣＤ　Data Explorer）。

また、高年齢者の雇用形態を見ると、令和６年（2024年）においては、役員を除く雇用者のうち、60～64歳層で正規の職員・従業員が44.6%、パート・アルバイトが30.1%、契約社員が11.3%、嘱託が9.7%と続く。65～69歳層では、正規の職員・従業員が25.5%、パート・アルバイトが49.0%、契約社員が11.5%、嘱託が7.7%と続いており、年齢が高くなるにしたがって、雇用形態は多様なものとなっている（総務省統計局「労働力調査」）。